

憲法改悪のための国民投票法案の提出に抗議し撤回を求める声明

- 1 自民・公明の与党は、本日、改憲手続法案である国民投票法案を共同で国会に提出し、同日、民主党も対案を提出した。与党は、6月1日の衆議院本会議で国民投票法案の趣旨説明と質疑を行い、審議入りすることを目指しているという。

国民投票法案の提出は、憲法の基本原理を根底から覆す憲法改悪を強行するための策動に他ならないのであって、断じて許されない。

- 2 自民党「新憲法草案」は、前文の不戦の決意も平和的生存権の保障も削除し、9条2項の戦力不保持の規定を削除し、新たに9条の2を規定して「自衛軍」を創設することを明記した。これは日本が正規の軍隊を持つことを認め、集団的自衛権の行使に道を開くとともに、アメリカが行う先制攻撃に日本を積極的に加担させようとするものである。憲法がかかげる非軍事、平和主義を真っ向から否定し、日本を「海外で戦争する国」とするものにほかならない。また、草案は、公益を国民の人権に優先させ、個人の尊重の原理をも無視するものであって、弱肉強食の格差社会を拡大させるものと言わざるを得ない。

本来、憲法の基本原理を根底から破壊するような改憲は許されるものではない。しかも、国民の願いは、憲法の平和主義の実現にある。大多数の国民は、日本をアメリカとともに「海外で戦争する国」とすることなど望んでいないのである。

にもかかわらず、国民の意思に反し、憲法改悪を実現するための手続法として策定されようとしているのが国民投票法案である。

- 3 国民投票法案は、主権者である国民から改憲案の内容を遠ざけ、国民の意思を反映させないものとなっている。

とりわけ与党の国民投票法案は、公務員や教育者による国民投票運動を大幅に規制している。また、国民の過半数の賛成という要件についても有効投票数の過半数という最も緩やかな基準を採用し、投票率の制限すら設けていない。このような基準では、国民のごく一部の賛成で改憲に至るという極めて不合理な結果を招くおそれがあると言わざるを得ない。

さらに、法案は、憲法改正案広報協議会に憲法改正案の周知広報などに関する権限を認めている。広報協議会は国会の各会派の所属議員数をふまえて選任されるため、改憲派の宣伝のみが氾濫するおそれがある。さらに、国会の発議から国民投票までの期間が短いなど、国民投票法案は、国民が改憲案の内容を知り、十分に議論し検討する機会を奪う内容となっている。国民の意思を著しく歪める一括投票に道を開く危険もある。

- 4 このように国民投票法案の真のねらいは、国民の目と耳をふさぎ、口を封じ、日本をアメリカとともに「海外で戦争する国」とするための「改憲」を実現することにあると言わざるを得ない。

自由法曹団は、憲法改悪を目的とする国民投票法案の国会提出に断固抗議し、同法案を撤回することを求めるとともに、廃案を目指して全力を尽くすことを決意する。

2006年5月26日

自由法曹団 団長 坂本 修